

(様式ー1)

(平成27年4月1日作成・令和8年7月更新)

事務処理フロー図

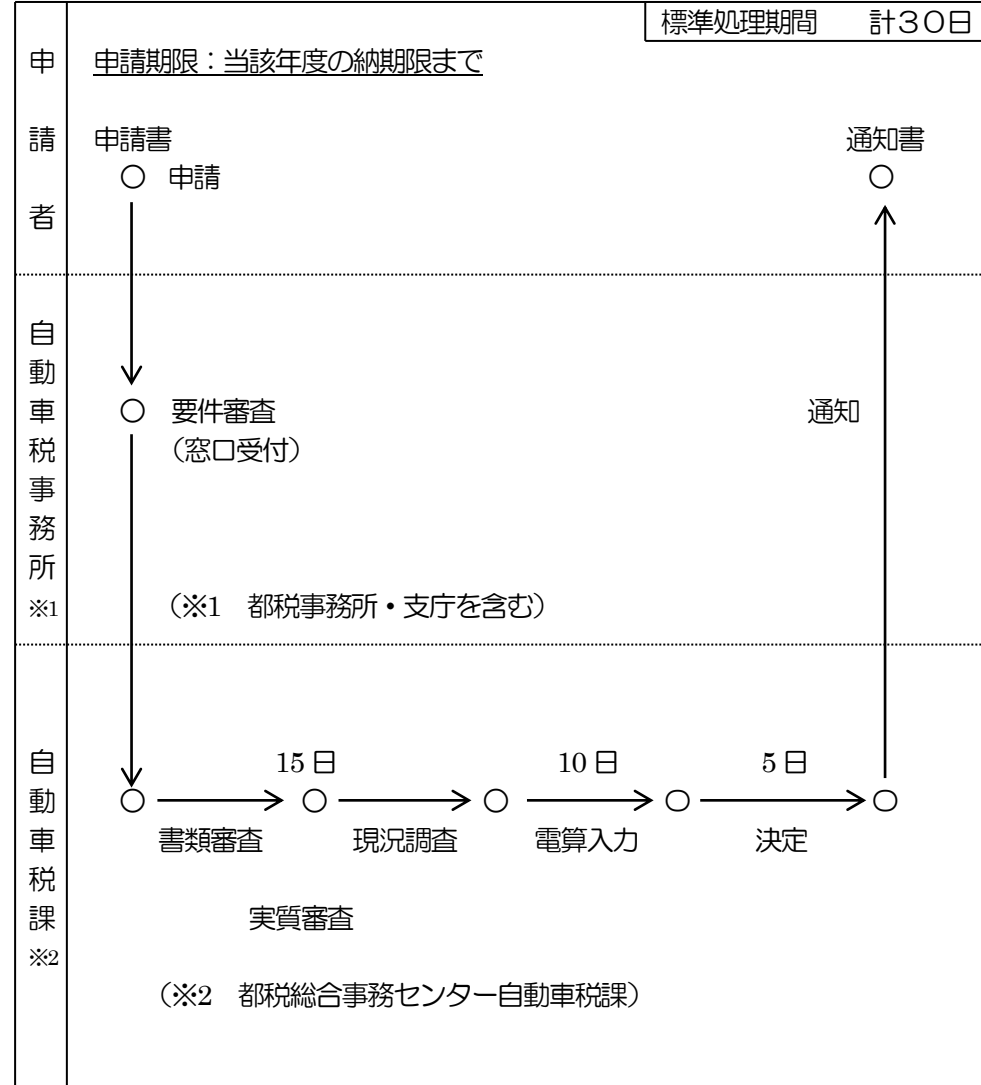
事務名 自動車税（普通徴収分）の減免事務

作成部署 主税局課税部計画課自動車税班

電話 5388-2954

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	要件審査	提出された書類に不備や記載漏れ等がないか審査します。
2	実質審査	書類の内容が、都税条例等に規定する条件を満たしているかどうか審査します。
3	電算入力	決定した内容を電算入力します。
4	許可・不許可決定	審査した結果、減免に該当する場合には許可、該当しない場合には不許可の決定をします。
5	通知	納税義務者に決定内容を文書で通知します。
6		
7		
8		
9		
10		

改 善 チ ェ ッ ク リ ス ト

事務名 自動車税（普通徴収分）の減免事務

作成部署 主税局課税部計画課自動車税班

電話 5388-2954

テーマ	項目	現状と課題	改善計画	改善計画の実施時期
便利な行政サービス	受付・回答方法の多様化	受付は窓口で行っています。（一部郵送でも受け付けています。）		
	押印の廃止、申告書類の削減、記入項目の削減など申請方法の簡素化	一部、確認書類の写しの添付により申請書への記入へ代えることが可能です。		
	受付申込時間の延長	受付時間は、開庁時間内となっています。		
迅速な行政サービス	窓口事務の標準処理期間の短縮			
	窓口での待ち時間の短縮	受付時は、形式審査ですので、お待ちいただくことはありません。		
わかりやすい行政サービス	審査基準の設定	審査基準を定めています。		
	審査基準公表	東京都都税条例施行規則で公表しています。		
的確な行政サービス	許認可基準の見直し			
	許認可の有効期限の延長			
快適な行政サービス				